

# 職場で「みんなで行動」する運動構築を

## — 運動の基盤となる組織拡大に全力を挙げよう —

# 岩手県職労

月2回刊=1485号  
2017年5月30日 発行  
発行日 毎月15日30日  
発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合 印刷所 盛岡市上田二丁目17-4 有限会社 ジョー印刷企画 一部 40円  
組合員購読料は組合費に含む

## 県職連合第22回・県職労第118回定期大会 17運動方針(案)と討論のポイント

6月10日開催の定期大会は、県職連合結成10周年・県職労結成70周年の節目であり、これまでの先輩方の賃金労働条件の改善や度重なる合理化攻撃に対して果敢に闘い抜いた闘争の歴史や教訓を踏まえ、職場からの運動を基軸とし、賃金・労働条件改善、人員確保等の職場改善を組合員全員の行動のもと果敢に取り組み、そのために運動の基盤となる組織の更なる拡大に全力を挙げ、等を柱とした運動方針(案)を提起することとしている。支部・分会での事前討議と大会での職場実態を踏まえた活発な討論をお願いする。

### ①組織強化の取り組み

【支部・分会体制早期確立】運動の原点である「職場」からの運動を展開すべく、支部・分会体制の早期確立をめざす。

【オルガナイザー組織の新設】闘争期や支部独自要求、組織強化のため、専任経験者を中心としたオルガナイ



▲昨年6月開催の第115回定期大会

ザー組織を新設していく。

【組織拡大】新採用職員全員加入のため、分会単位での集まり等を開催し、継続的な声かけにより早期加入に取り組み。

②賃金・労働条件改善の取り組み

【賃金改善】昨年4月導入の給与制度の総合的見直しによる賃金抑制もあり、中高年齢職員の勤務意欲の確保が課題。全世代の勤務意欲が確保できる賃金改善を求めていく。

【専門職種の処遇改善】獣医師等の専門職種の人員確保が課題であり、初任給の格付けの改善や諸手当(初任給調整手当等)の改善を求めていく。

【長時間労働是正】勤務時間管理の徹底、超過勤務削減のため、職場の不払い残

【諸手当改善】自己負担解消のための手当改善を引き続き求める。引下げとなつた交通用具利用の手当改善(特に遠距離通勤者及び高速道路利用者)、交通機関と併用する場合の駐車

【退職手当引下げ阻止】退職手当引下げを許さず、支給水準の改善を求める。

【休暇制度の拡充】子育てや介護の両立支援の推進のため、不妊治療に係る休暇の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡大を求めていく。

③職場改善の取り組み

【長時間労働是正】勤務時間管理の徹底、超過勤務削減のため、職場の不払い残

業等の点検を強化し、厚労省ガイドラインに基づく適正な勤務時間管理の徹底(ハード面を含めた対策)と超過勤務予算の確保と適正配分を当局に求めるとともに、36協定締結職場における協定締結の意義の学習の強化と協定を遵守させる運動に取り組む。



▲16確定闘争・11.9交渉支援での県庁内座り込み

を踏まえた人員確保をはじめ、職場課題の改善に向け、支部・分会内での職場実態討論とそれを踏まえた支部・分会での要求・交渉に取り組み。とりわけ、来年度の定数及び予算要求時期を見据え、支部・分会の所属長等への要求行動を強化していく。

【現業闘争】現業職場の堅持(特に運転技士・守衛)と退職者の完全補充、新規採用者の拡大に向け、職場課題として現業・非現業一体となった闘争を展開する。

【活憲運動】安倍政権の戦争に突き進む改憲を断固許さず、憲法が保障する生存権などの諸権利を社会に浸透させ、暮らしに活かす「活憲」運動を推進していく。

【住環境の改善】公告の老朽化や沿岸部の住居確保が困難なことから、住環境の確保等を強く求める。

【テロ等準備罪】を新設する組織犯罪処罰法改正案が5月23日に衆議院を通過した。政府は審議を尽くしたと強弁しているが、犯罪定義は依然曖昧なままであり、小泉政権時代の「共謀罪」と何ら変わりない▼今法案の目的は「未遂罪」処罰の合法化だが、準備段階で犯罪立証するためには、内部告発や監視強化以外に方法はない。仮定段階で私たちの生活の中に捜査が入り込む危険性が高く、基本的な人権の保障は大きく揺らぐ▼当然、国家を批判する団体も厳しく監視される。デモや集会も、規模や勢力が拡大しないよう規制や圧力が強まると想定され、言論統制や表現の自由の侵害も懸念される▼アメリカのトランプ大統領が就任直後にイスラム圏7カ国の国民の入国拒否を命ずる大統領令を出したが、何の罪もない国民が自由を奪われる現実、共謀罪の行く末を暗示している▼国家のさじ加減で「犯罪者」が定義されることは、「国政は国民の厳粛な信託によるもの」とする日本国憲法の本質にも反する。この国の主人公が国民から国家へと変えられようとしている今、私たち国民が黙っている訳にはいかない。

## 退職手当水準の維持・改善! 1人5筆目標・知事あて署名にご協力を

県地方公務員共闘会議(議長・佐藤淳一岩教組委員長)は、4月の人事院の国家公務員の約78万の退職手当引下げ見解を受け、引下げ断固阻止、手当水準の維持改善に向けて、6月に知事あて要請署名に取り組み、県職労も結果することに前の手当見

岩手県知事 遠藤拓也 様  
職員の労働条件改善に向けた、日頃からの貴職のご尽力に、心より感謝いたします。政府は、昨年8月に人事院に対して民間における退職金及び企業年金の実態調査及び官民比較結果に基づく見解について要請し、これを受け人事院は2017年4月19日に「国家公務員が民間企業を78万1千円上回る」「官民均等の観点から、国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適当である」との見解を示し、内閣府に知見及び附随文書に提出したところ。今般、政府は当該見解を踏まえつつ、国家公務員退職手当法の改正に向けた検討を進めるとして、人事院の見解は官民均等78万1千円の見解を必要とせずの見解であり、見直しの実施となれば、2012年度に約400万円もの大幅減額に続き、厳しい削減見直しとなるものと危惧されます。さらに2012年度に、総務省の一方的な指針から国家公務員の退職金引下げに連動して退職手当が削減となり、私たちの生活資金は大幅に減少し、職員の生活が一層苦しくなるばかりでなく、勤務意欲の低下につながります。言うまでもなく、退職手当は、長務の勤続に対するものであり、「賃金の後払い」要素を大きく持つものです。また同時に、退職後の生活保障の性格を有しています。私たち地方公務員は、東日本大震災からの復興をはじめ多くの県政課題の推進のため、恒常的な人員不足や過重労働を強いられ続けてきたなかにも、公共サービスとその質の維持向上を確保するために現場の第一線で必死に働いてきました。とりわけ高齢職員の退職引下げに連動して退職手当が削減されたにも関わらず、退職手当の更なる引き下げとなれば、退職後の生活設計に深刻な影響を及ぼす大きな労働条件の変更となります。こうした情勢を踏まえ、岩手県職員の退職手当の取り扱いについて、貴職に対し、以下の事項を要請します。

1 退職手当の見直しは退職後の生活に大きな影響を与える重大な労働条件の変更であり、支給水準の維持・改善を行うこと。  
2 組合との十分な交渉・協議を行うこと。

署名	署名

県組名 \_\_\_\_\_ 分会名 \_\_\_\_\_

直しては、約400万円の引下げとなり、生涯賃金削減、モチベーションの失墜となった。恒常的な人員不足・過重労働の中でこれ以上、家族にも協力を要請し、手当水準維持の切実な願いを当局に示そう。

【非常災害時の体制整備】本年3月に宮城県北部で発生した鳥インフル対応の教訓を踏まえ、非常災害時に対応できる人員配置の確保とともに、非常時における勤務労働条件の確保・改善を要求していく。

【人事評価制度】評価制度が勤務意欲確保につながっていない実態を踏まえ、4原則・2要件の確保に向け、評価結果のフィードバック、評価結果分布の公表などを求め、運用改善を求める。

【生命と権利を守る取り組み】「人事異動対策」早期内示はもとより、遠距離の人事異動に配慮する対応など、

【制度政策要求】政治学習を強化し、県職労推薦議員と連携しながら制度政策要求を推進していく。

【労働者主役の政治へ】安倍政権からの政治転換に向け、衆院選勝利はもとより、各級自治体選挙の推薦議員の必勝に向けて取り組む。

# 平和といのちと人権を!

## いいね! 日本国憲法5・13県民集会開催

5月13日、盛岡市の岩手県公会堂大ホールにおいて、日本国憲法5・13県民集会が開催された。

党幹事長・又市征治さんから憲法70年を迎え憲法改正を巡る情勢と課題について講演を受けた。

又市幹事長は、「憲法施行70周年の節目の5月3日に安倍首相は憲法9条第1項と第2項を残したまま、第3項に自衛隊を明記すること、憲法に高等教育の無償化の規定を設ける等の改憲を打ち出した」ことを厳しく批判。その後、憲法の歴史に触れつつ、自民党政権は自衛隊を合憲とし、平和主義を掲げる憲法の空洞化が進められたがあくまで自衛を前提としてきた。し



県公会堂大ホールで開催された5・13県民集会



講演する又市社民党幹事長

## 「新組合員の歓迎会」&

# 春の交流会

県職労青年婦人部

県職労青年婦人部では、新組合員の歓迎会と青婦部組合員を対象に交流会を開催しますので、参加をお願いします。

日時：2017年6月24日(土)  
13:30~17:00

場所：「盛岡市勤労福祉会館会議室」  
紺屋町2-9(東北電力向い)  
懇親会は18:00~  
(会場は別途お知らせします)

内容：学習会・グループ別交流♪  
対象者：新組合員のみなさん  
青婦部組合員のみなさん  
新組合員の先輩組合員のみなさん

申込み先：支部書記局 しめきり：6月9日(金)

## 「青婦部全体交流学習会」



緊急の呼びかけにも関わらず200人超が参加した学習会

佐々木良博弁護士(憲法改悪反対岩手県共同センター代表)から、共謀罪の本質と安倍政権の狙いについて講演を受けた。

5月22日、「戦争させない・9条壊すな! 岩手の会」(平和環境県センター等で構成)主催のSTOP! 共謀罪緊急学習会が盛岡市プラザおでつで開催された。

講演では、共謀罪は戦争遂行に不可欠な要素である国民の協力を得るための司法と警察による統制強化が目的であるとし、集団的自衛権の解釈改憲と戦争法の成立に続き、戦争する国に突き進むものであり、平和憲法の危機と訴えた。加えて、憲法が保障する内心の自由を侵し、内心を処罰しない近代刑法の原則に反するとし、政府方針に反する組織等を監視し、取り締まる現代版治安維持法と指摘した。悪法は小さく産んで大きく育てる歴史の教訓を踏まえ、国民への弾圧が進むと警鐘。「監視社会」という負の遺産を遺さないよ

## 「監視社会」という負の遺産を残すな

### 「共謀罪」5・22緊急学習会開催

「中身が曖昧で濫用の恐れが強い」佐々木弁護士が強調

かし、安倍政権では集団的自衛権行使容認の解釈改憲、戦争法を成立させ、平和主義を掲げる憲法9条に明確に違反している。共謀罪も現代版治安維持法に過ぎず、内心の自由等の基本的人権を侵害し、戦争への一歩と指摘し、安倍首相の改憲は戦争に突き進む道であるとし、断じて許されな

いと厳しく批判した。その上で、憲法が保障する生存権では、非正規雇用が4割に達しワーキングプアで貧困層が増大し、生存権が脅かされていること、教育を受ける権利も多額の奨学金返済を背負わされる実態もあり憲法理念に反するとしたうえで、憲法理念が暮らしに活かされていない

い現状こそ改善すべきと訴えた。安倍首相の改憲を阻止し、憲法を暮らしに活かす「活憲」こそ必要であり、若者をはじめ多くの方に広めて欲しいと訴えた。講演ののち、青年、女性等から決意表明を受け、最後に団結カンパニーで安倍首相の改憲阻止・共謀罪廃案に向け意思統一をした。

## 北上・胆江・釜石支部が新体制確立

県職労北上支部は5月16日、胆江支部・5月11日、釜石支部・5月19日それぞれ今年度の支部執行体制を確立し支部活動のスタートを切った。

- 佐藤 喬 (中央農改・地域G) 支部長
- 北上支部 (敬称略)
- 役員・氏名は次のとおり
  - 執行委員：皆川 光則 (保健福祉環境)、多田 和幸 (中央農改・地域G)
  - 寺田 道一 (農研センター)
  - 尾形 茂 (農研センター)
  - 岩館 康哉 (農研センター)
  - 高橋 寿夫 (農業大学校)
  - 会計監事：小野寺孝博 (土木センター)、和賀 桂子 (生物工学研究所)

5月23日、安倍政権は衆議院で強行採決し、現在参議院で審議されている。法案成立を断じて許さず、阻止に向け全力を挙げよう。



支部長 藤村 敏



支部長 川原 淳生

- 胆江支部
- 支部長：藤村 敏 (総務部・審査指導)
  - 副支部長：長沼 英友 (土木部)
  - 副支部長：岩崎 竹史 (産業技術実務)
  - 書記長：鳥屋部 圭 (県税部)
  - 書記次長：佐藤 敬 (奥州農業改良普及センター)
  - 執行委員：鈴木 元 (農政部)、渡辺 一世 (保健福祉環境部)、山口 晃輔 (林務部)、朴田 一雅 (農政部農村整備室)、阿部 勝則 (経営企画部)
  - 会計監事：千葉 龍志 (農研センター畜産研究)、平間 ちが (県南畜産保健衛生所)

- 釜石支部
- 支部長：川原 淳生 (土木部)
  - 副支部長：田老 孝則 (水産技術センター)
  - 書記長：川村 一弘 (保健福祉環境部)
  - 書記次長：小野寺光文 (水産部)
  - 執行委員：鈴木 浩一 (経営企画部)、小笠原 登 (土木部)、野呂 忠勝 (水産技術センター)、金森 靖 (農林部)、山口 正希 (漁業取締事務所)
  - 会計監事：藤根 勉 (経営企画部)、佐々木浩由 (水産部)

日頃のご愛顧に感謝して「ろうきんのiDeCo」がさらにおトクに!

はじめよう!  
ろうきんのiDeCo  
個人型確定拠出年金・愛称【イデコ】

2017年4月~6月末  
Wキャンペーン実施中

管理手数料の引下げ + クオカード(500円)進呈

早く入れば、ますますおトク!  
期間限定のキャンペーンです!

ろうきんのiDeCo  
ご加入者ならどなたでも!  
(運用指図長の方も対象です。旧プラン加入者・運用指図者は対象外です。)

0120-1919-62  
生活応援バンク ろうきん  
(受付時間：平日 午前9時~午後5時)  
http://www.tohoku-rokin.or.jp